

要支援 1～2 (生活援助型訪問サービス用)

サービス提供区分	訪問型独自サービスⅠ/2 週1回程度の利用が必要な場合 単位数 月 (888) 日割り (29)		訪問型独自サービスⅡ/2 週2回程度の利用が必要な場合 単位数 月 (1,774) 日割り (58)		訪問型独自サービスⅢ/2 週2回を超える利用が必要な場合 単位数 月 (2,815) 日割り (93)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合 月ごとの定額制 (円/月)	9,874円	1割 988円	19,726円	1割 1,973円	31,302円	1割 3,131円
		2割 1,975円		2割 3,946円		2割 6,261円
		3割 2,963円		3割 5,918円		3割 9,391円
日割りとなる場合 (円/日)	322円	1割 33円	644円	1割 65円	1,034円	1割 104円
		2割 65円		2割 129円		2割 207円
		3割 97円		3割 194円		3割 311円

※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※ 利用者の体調不良や状態の改善等により生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による生活援助型訪問サービス提供予定表を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、() 内の日をもって日割り計算を行います。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合 (契約日)
- ・ 月途中でサービス利用を終了した場合 (契約解除日)
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合 (変更日)
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合 (変更日)
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合 (変更日)

	加 算	利用者負担額
要支援度による区分なし	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率 (13.7%) を乗じて算出した額の1部負担金 (利用者負担割合に応じる)
	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率 (4.2%) を乗じて算出した額の1部負担金 (利用者負担割合に応じる)
	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率 (2.4%) を乗じて算出した額の1部負担金 (利用者負担割合に応じる)

◎1 単位を 11.12 円として計算しています。